

市長説明要旨

－ 平成28年9月市議会定例会 －

四 万 十 市

本日、議員の皆さんのご出席をいただき、9月の市議会定例会が開会できますことをお礼申し上げます。

【固定資産税の課税誤りについて】

提出議案の説明の前に、先の3月定例会におきまして、固定資産税課税における住宅特例の適用漏れ、保安林の非課税処理漏れをご報告したばかりであります。今回も固定資産税の償却資産への課税におきまして、家屋との重複課税がありましたのでご報告いたします。

相次ぐ課税誤りとなつてしまい、議員各位並びに市民の皆様方にはお詫びを申し上げます。

まず、償却資産の課税にあたっては、毎年1月1日から1月31日までに所有者から申告書を提出していただき、その申告書をもとに市税務課において課税客体を確認し、賦課決定をおこなうこととなっております。

今回の課税誤りですが、某事業所の平成13年度からの償却資産の課税におきまして、空調設備、エスカレーター等、家屋の付帯設備として課税されていたものが償却資産でも申告されており、重複して課税してしまったというものです。なお、これらの内、空調設備等一部の重複につきましては、平成23年1月に当該事業所の税理士の指摘で発覚し、平成18年度に遡り地方税法上の5カ年の還付を行っていますが、エスカレーター等については処理されて

おらず、本年4月に発覚するまで毎年申告もあり重複課税となっていました。また、平成23年の還付処理におきましても、本来であれば四万十市固定資産税過誤納金償還金支払要綱に基づき、平成13年度の重複課税時に遡り過誤納金相当分を支払うことができたが、支払っていませんでした。これらの返還金は、利子相当額を含め約1,900万円になります。

このような処理となった原因ですが、重複課税については償却資産の課税客体に対する職員の理解が不十分であったこと、申告が所有者から委任を受けた税理士であったことから記載内容が正しいものであると鵜呑みにしてしまったこと、更には課内でのチェック体制が不十分であったことが挙げられます。また、地方税法上の5年間の還付しか行わなかった平成23年の還付処理につきましても、償却資産への課税は賦課課税という行政処分であるにもかかわらず、納税者の申告が義務付けられていることから申告納税制度と勘違いし、納税者の過失責任を問うものになっていたことが考えられます。

今後は、償却資産に対する職員の知識の向上、チェック体制の充実、家屋担当との連携等しっかり取り組み、適正課税に努めてまいりますのでご理解いただけますようお願いいたします。

なお、この事例の発生により、現在、他の納税義務者すべての償却資産のチェックを行っておりますが、現段階で確実に課税誤りであるものを一定数把握しており、その金額は約1,300万円にのぼります。

また、データ上だけでは判断できない償却資産のチェックは現在も継続中であり、確認次第適正に処理を行っていきたいと考えております。

これらの返還金につきましては、当初予算で不足するため今議会で一般会計 3, 358 万円余りの補正をお願いしているところです。

【提出議案】

さて、今期定例会にお願いします議案は、決算認定議案で「平成 27 年度四万十市一般会計決算の認定について」など 17 件、予算議案で「平成 28 年度四万十市一般会計補正予算について」など 13 件、条例議案で「四万十市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」など 4 件、その他の議案として「四万十町立保育所及び幼保連携型認定こども園を四万十市の住民が利用することについて」など 2 件で、合計 36 件となっております。この他に報告事項が 9 件あります。

提出議案の詳細については後程、副市長並びに所管の方から説明しますので、私からは 6 月定例会以降における主要課題等への取り組みについて報告をいたします。

【地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）】

国が進める地方創生の中で、平成 28 年度の税制改正において『地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）』が創設されました。

これは、地方自治体が行う地方創生を推進する上で、国が認定した効果の高いプロジェクト事業に対して企業等が賛同し、民間資金の新たな流れを創出することを目的とするもので、各自治体が政策面のアイデアを競い合い、地方創生の深化に繋がっていくことを期待されているものです。

この地方創生応援税制を活用するためには、地方版総合戦略に位置付けられた事業であって、しごとの創生や結婚・出産・子育て等の観点から効果の高い「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を位置付けた地域再生計画を策定し、国の認定を受ける必要があります。

本市では、総合戦略に位置付けている観光業の振興を図るために、いち早く平成28年度から31年度の4年間の事業として『四万十流域サイクルロード整備プロジェクト』を盛り込んだ地域再生計画を策定し、国へ申請しておりましたが、去る8月2日付で正式に認定を受けました。

第1回目として認定された対象事業は、全国で102事業、平成28年度事業費47億円、全体事業費323億円となっておりまして四国4県内の市町村では、本市の1事業のみが認定されております。

四万十川をはじめとする豊かな自然を活かしたまちづくりを進めていく中で、四万十川の魅力が凝縮した中流域から下流域に至るサイクルロードを整備するとともに、景観の美しさはもとより川辺

の暮らしや文化、そして豊かな食など、本市の本質的な価値を発信することにより、サイクリングを通じた宿泊滞在型観光への移行を図り、市経済の活性化を図っていく、さらには、かけがえのない四万十川という財産を未来へ引き継ぐ使命を果たしていきたいと考えています。

今後は、県内外の企業に対し寄附の募集活動を進めていきますが、議員の皆様におかれましても、この趣旨にご理解をいただき、お知り合いの企業の皆様へお声かけをいただくなど、ご協力をお願いいたします。

【連携中枢都市圏構想】

次は連携中枢都市圏構想についてです。

国では地方創生施策の一環として、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により人口減少・少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成することを目的として「連携中枢都市圏構想」をスタートさせています。

この流れを受け、県内でも高知市を中心市として、他の33市町村を連携市町村とした、全国でも初となる県内全域での連携中枢都市圏の形成を推進するため、各市町村への説明会が開催され、平成29年4月からの連携を目指して現在、連携可能事業の洗い出し作業が行われています。

幡多郡内では、既に同じような趣旨での取り組みとして、平成22年に「幡多地域定住自立圏」を形成し、共生ビジョン策定のもと事業展開を行ってきていますが、今回は高知市を中心とした更に大きな圏域での事業連携により、高知県全体の発展を目指し圏域全体の経済成長、高次の都市機能の集積・強化、圏域全体の生活関連機能サービスの向上を図り、産業振興や移住、医療、交通、観光面等を推進していこうとするものです。

何分にも高知市と幡多地域では距離があるため、連携可能な事業が限られてくることは想定されますが、有効な事業連携が図れるよう中心市である高知市はもとより、幡多の市町村とも連携して協議・検討を進めていきたいと考えております。

なお、連携協約の締結にあたっては市議会の議決が必要であり、現在のところすべての事業の調整が終わった後の、平成29年3月議会への提案を予定させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

【一次産品の産地化等】

次に、一次産品の産地化等についてです。

高知大学との連携により調査・研究を進めてきているスジアオノリの自然栽培事業につきましては、6月26日の四万十川下流漁協総会におきまして、事業化が承認されました。現在、下流漁協が県に区画漁業権の申請を行っており、10月初めに免許取得見込

みとなっております。また、高知大学において種付けの準備も進めて頂いており、種付けをした網の河川への張り込みは、水温の状況を見ながらとなりますが、現在のところ10月下旬頃になるのではないかと考えております。

次に、ぶしゅかん振興の取り組みですが、ぶしゅかんの産地化を目指す取り組みとしまして、5月27日には、生産者による「四万十ぶしゅかん生産者組合」の設立が行なわれました。また、この生産者組合の主催によりまして、8月21日には、ぶしゅかんの旬が始まったことなどをPRする、「四万十ぶしゅかんヌーボー解禁パーティー」が市民や関係者など約200名の参加により盛大に開催され、市内外に広く情報発信ができました。今後は、この生産者組合との連携を図りながら、栽培管理や出荷基準の徹底によるブランド力の強化、新植の支援による生産量の増大などの取り組みを行っていきたいと考えております。

【原子力災害避難計画】

次に原子力災害避難計画についてです。

伊方原子力発電所（3号機）が8月12日に再稼働しましたが、本市では原子力災害を想定し、昨年末より高知県や梶原町と協議を重ね、発災時の防護措置や避難方法を定めた「四万十市原子力災害避難計画」を6月23日に策定いたしました。

現在まで、計画を実行するにあたり有事の際、協力をいただかな

ければならない四万十市医師会、幡多薬剤師会、市民病院などの医療関係機関をはじめ、国土交通省中村河川国道事務所、中村警察署、幡多土木事務所、幡多福祉保健所などの各防災関係機関に対し計画内容を説明するとともに、万が一の場合に備え、協力体制について協議を行ってきたところです。

また、広報8月号に概要版、市ホームページに計画の全容を掲載し、広く市民への周知に努めているところでございます。今後も高知県、梶原町との勉強会、庁内関係各課との実務者協議を積み重ねながら、引き続き計画の周知に努めるとともに、来年度には計画に基づいた訓練も行う予定としておりますので問題点等を検証し、必要に応じ随時見直しを行っていくこととしております。

【避難所運営マニュアル】

次に避難所運営マニュアルの策定についてです。

「守った命を繋ぐ対策」として、災害発生時に住民が避難所生活を送ることになる指定避難所ごとに、避難所の運営方法や役割分担などを事前に定める、「避難所運営マニュアル」の策定に取り掛かりました。

南海トラフ地震発災直後には、行政が中心となった避難所運営は困難なことや阪神・淡路や東日本の震災時の避難所運営の教訓として、地域コミュニティを中心とした住民主体の運営が、行政主体の運営よりも円滑に運営されていることなどから、避難所ごとに自主

防災組織、施設管理者等を中心とした避難所運営組織を立ち上げ、地域の実情に応じたマニュアル作成を行いたいと考えております。

今年度はまず、17ヶ所の避難所で行い、その後2ヶ年かけて現在、市内54ヶ所ある全ての指定避難所での作成を終える予定としています。策定にあたりましては、避難所運営における諸課題に的確に対応しながら、地域が主体となった円滑な運営が行えるよう、自主防災組織をはじめとした地域の皆様との十分な協議に努めていきたいと考えています。

【学校再編の取り組み】

次に学校再編の取り組みについてです。

これまで、平成20年3月に策定した「四万十市立小・中学校再編計画（第1次）」に掲げる将来的な再編目標に向け取り組んできたところです。

しかしながら、計画策定後すでに8年が経過し、この間、児童生徒数は減少を続け、今後も中山間地域を中心に学校の小規模化が一層進行していくものと予測されます。

このため、実情に即した新しい再編計画を策定することとし、本市の小中学校におけるこれからの再編のあり方や、考慮すべき事項、具体的な方策などを総合的に審議いただくための組織として、7月28日に「四万十市立小中学校再編検討委員会」を立ち上げ、第1回目の会を開催したところです。

今後、当検討委員会において、望ましい教育環境のあり方等について議論を重ね、今年度末には答申をいただくことを目標に取り組みを進めてまいります。

【都市計画マスタープラン】

次に、都市計画マスタープランについてです。

今後のまちづくりについては、人口減少や少子高齢化、産業活力の低下等、衰退するまちの現状を真摯に受け止め、その課題解消に向けた新たな指針が必要となっています。

一方、まちづくりに欠かせない高規格幹線道路をはじめとする社会基盤に目を向けると、四国横断自動車道の延伸により、今後更なる交流人口や商機の拡大が見込まれるなど明るい兆しもあります。

このような社会情勢の変化や、多様化する市民ニーズなどに対応するため、現在、本市の将来像とまちづくりの方向性を示した都市計画マスタープランの見直しを行っているところです。

昨年度の業務では、上位計画及び関連情報の整理、地域の特性把握などを行ってきましたが、今年度につきましては、7月5日に第1回庁内検討チーム会議並びに策定委員会を開催し、昨年度の成果に基づき、現行計画の進捗状況や時代背景を踏まえたうえで本市における課題を抽出し、これについての協議や検討を行うとともに、まちづくりの目標などについて議論してきています。

今後は、本マスタープランの核となる都市の全体構想をはじめ

地域別構想についての素案を提示し、それぞれの角度からの意見を集約するとともに、各会議で議論、検討した結果を含め、実現化方策を検討していくわけですが、市にとっては、概ね20年先を見通した将来の都市像を描く非常に重要な作業となりますので、パブリックコメントを実施するなど、可能な限り市民の声も計画に反映するよう努めてまいります。

【内水対策】

次に内水対策についてです。

具同・楠島地区における内水対策について、国・県・市と学識者で組織する「相ノ沢川総合内水対策協議会」では、これまで概ね10年以内の整備完了を目標として、ハード・ソフトの両面から総合的な対策の実施に向け検討を進めてきました。その中で、各種対策について、流域の皆様幅広く意見をいただくため、5月から6月にかけて、アンケート調査を実施したところです。このアンケートでは、多くの内水対策の早期実施を求める意見などが寄せられました。

これらの意見を踏まえ、本市では、土地利用規制の導入や情報伝達訓練等のソフト対策について、また、国・県ではハード整備による事業効果を少しでも早く発揮させることなどについて協議・検討するため、8月22日に第4回協議会を開催したところです。

その結果、平成29年度から「概ね5年での内水対策効果が現れることを目指し、可能なものから事業を実施する」ことを協議会と

して確認しました。

なお、実施にあたっては、国・県・市ともに全力で取り組んでまいりますので、地域住民の皆さまのご理解・ご協力をよろしく願います。

【三里（島の宮）地区への太陽光発電施設設置計画】

次に、三里（島の宮）地区への太陽光発電施設の設置計画についてです。

この計画につきましては、平成24年度から、当時の「高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例」の所管であった高知県に対し申請方法などについて簡単な問い合わせがありました。が、計画が本格化したのは平成26年6月頃からになります。それ以降、県、市、事業者との間で協議を重ねてきた中で、予定地は、工作物の流出防止対策が求められる土地であることから、事業者より工作物が流されない計画として、盛土による嵩上げを行うとの計画が提出されました。しかし、河川工学の専門家の意見によると事業者が計画する盛土での嵩上げは、その影響として増水時に上流への塞き^せ上げ^あが発生する可能性があることや、水面勾配が急になり下流への流速が増加し、河床の低下が発生する恐れなどがあるとのことでもあります。特に下流の佐田地区にとっては、現状でも以前に比べ川の流れが変わり、河川区域の洗掘や沈下橋付近での河床の低下が見られるなど、この土地を嵩上げすることは三里地区を含めて

災害・水害を発生させる懸念が払拭できません。

また、景観の面からみましても、今回の工事は、2ヘクタールを超える規模の平坦な人工物で、面的に土地を被覆することから、本来の自然的な景観とは全く異なる無機質な人工物による景観が大きく占めることになり、四万十川の特徴である蛇行する河川景観を大きく変えることになるものです。

以上の内容を「高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例」、「四万十市四万十川の保全及び振興に関する基本条例」及び「四万十川景観計画」と照合した結果、土砂の流出や水害の発生並びに景観を著しく悪化させる恐れがそれぞれあるなど、許可基準に適合していないとの結論に至りました。

また、地元との合意形成も図られていないことから、先月18日事業者側に対し不許可の方針を伝えたところ、新聞報道もされたように事業者側から現在の申請を一旦取り下げ、計画内容を変更のうえ再度申請したいとの話がありましたが、その後、改めて申請を取り下げないとの意向が示されましたので、今回の申請に対しては、9月1日付で不許可の決定を行い通知したところです。

なお、太陽光発電施設の設置に関しては、全国的にも自然環境への影響や住環境の悪化など深刻な問題が多く発生してきております。よって、次の高知県市長会では、この問題を議題として提案し、県内の市長とも規制に係る一定の法整備に向けた議論をしたいと考えております。

【市民病院】

次に市民病院の経営改善についてですが、平成28年度診療報酬改定では高度急性期病床の絞り込みや在宅医療の充実につながる改定が行われ、前回の改定同様、入院から在宅へ向けた流れを促進させる内容となっております。

このような中、市民病院でも導入している地域包括ケア病床は、現行の診療点数はそのままに、手術、麻酔部分が包括から外され出来高算定となったことで、今回の改定では実質増点となりました。この地域包括ケア病床は、急性期の治療が終了した患者に対して、在宅復帰に向けたリハビリや退院支援などを提供するための病床と位置付けられており、入院期間は60日以内と長く、入院料も高く設定されております。

このため、6月より3階病棟55床を地域包括ケア病棟、4階病棟44床を一般病棟に再編し、これまで12床導入していた地域包括ケア病床を大幅に拡大することにより、比較的高度な治療を要することなく入院が長期になる患者の収益率の向上を図っていくこととしました。

続きまして、経費の節減を図るため本年4月より民間委託している給食業務につきましては、4月、5月、8月に入院患者に対して聞き取り調査を行いました。食事の味、委託会社社員の対応については満足しているとの意見が多く、特に問題なく順調に進んでいます。

このように、本市においては、平成27年4月に四万十市立市民病院経営健全化計画を策定し、経営改善の取り組みを推進してきたところです。

一方、国においては、新公立病院改革ガイドラインを示し、新たに「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」を加えた新改革プランの策定を行うよう求めてきています。プランの策定にあたっては、現在、県が策定中の地域医療構想を踏まえながら四万十市立市民病院経営健全化検討委員会において、幅広い観点から検討を進めていき改革プランである経営健全化計画の見直しを今年度中に行います。

次に医師確保についてですが、この度、徳島大学大学院で研究をしておられる内科医師から応諾の返事があり、10月から常勤医として着任していただける予定になりました。この内科医師は、以前に市民病院で勤務されたことがあり、現在は大学院で研究をしながら徳島県内の病院に勤務されております。これにより、常勤医師は10名となり、医師の負担軽減になるほか、収益の改善に寄与するものと考えております。今後においても、安定的で継続した地域医療を提供する体制を構築するため医師の確保に全力で取り組んでまいります。

【健全化判断比率等】

最後に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成27年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率を算定

しましたのでご報告します。

まず、健全化判断比率ですが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率とも赤字は無く該当なし、実質公債費比率は早期健全化基準25%に対して12.1%、将来負担比率は早期健全化基準350%に対して134.1%と、いずれの指標も早期健全化基準を下回っており、前年度より改善しております。

次に、公営企業会計の資金不足比率ですが、資金不足の生じている公営企業会計はございません。しかし、一般会計からの繰出に依存している会計も多いため、今後も経営の健全化に努めていかなければならないと考えております。

以上で、主要課題等への取り組みについての報告を終わります。